

夏の下田市には お楽しみが いっぱい

多種多様な様相を魅せる下田市の海をご家族や
ご友人とお楽しみください
その際はしっかりとルールを守りましょう

平成28年度 海水浴場遊泳期間

海水浴場	遊泳期間	開設時間
白浜中央	7月16日(土)～8月28日(日)	8:30～17:00
白浜大浜	7月16日(土)～8月28日(日)	8:00～17:00
外浦	7月16日(土)～8月21日(日)	8:00～16:00
九十浜	7月16日(土)～8月21日(日)	8:00～16:00
鍋田浜	7月16日(土)～8月21日(日)	9:00～16:00
多々戸	7月16日(土)～8月28日(日)	8:00～17:00
入田浜	7月16日(土)～8月28日(日)	8:00～17:00
吉佐美大浜	7月16日(土)～8月28日(日)	8:00～17:00
田牛	7月16日(土)～8月31日(水)	8:30～16:00

問合せ先 観光交流課観光戦略係 ☎23913

**28年度の免除申請は
7月から!**

「支えあい、支えあう
「年金」って
とっても大事」

保険料が未納の状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「**保険料免除制度**」や「**若年者(30歳未満)納付猶予制度**」があります。

市に住民登録をされている方は、市民保健課国民年金係(窓口③)で手続きをお願いします。

※申請用紙は窓口へ備え付けてあります。

なお、7月から翌年の6月までがその年度の区切りとなっており、28年度の免除申請は今月から受付開始となります。

申請に関して不明な点がございましたら、市民保健課国民年金係窓口又は三島年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料免除・猶予の基準

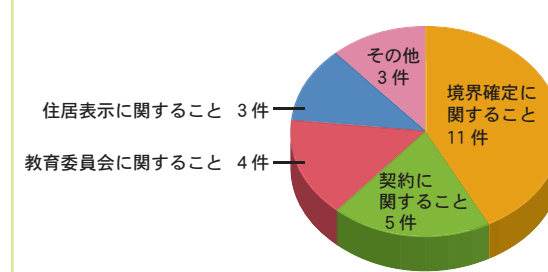
保険料額	全額免除	一部免除			若年者納付猶予
		3/4免除	1/2免除	1/4免除	
年金額	0円	4,065円	8,130円	12,195円	0円
所得基準	1/2で計算	5/8で計算	6/8で計算	7/8で計算	反映しない※追納により反映
	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下

※扶養親族等控除額は、扶養親族等1人につき38万円(老人扶養親族である時は48万円、特定扶養親族であるときは63万円)を加算した額です。

※社会保険料控除額等は、雑損、医療費、障害者などの住民税や所得税の控除対象となるものが含まれます。

問合せ先
市民保健課国民年金係
(窓口③) ☎23922
三島年金事務所
☎0551973144

請求のあった情報の種類(総数26件)



情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さまの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開することで、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。

平成27年度の公文書開示請求は、市長部局、教育委員会宛に26件ありました。

平成27年度
情報公開・
個人情報保護制度の
運用状況をお知らせします

公文書公開請求処理状況 (単位:件)

機関	請求件数	処理状況					公開の方法		
		全部開示	部分開示	不開示	却下	取り下げ	閲覧	写し交付	視聴
市長所管部局	21	8	12	0	0	1	0	20	0
教育委員会	5	4	1	0	0	0	0	5	0
合計	26	12	13	0	0	1	0	25	0

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さまが自己の情報開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するものです。

平成27年度の個人情報開示請求件数は市長部局宛に3件(全部公開2件、一部公開1件)ありました。

また、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。

問合せ先 総務課庶務係 ☎22211